

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

# 後期高齢者医療制度の お知らせ

保険証(被保険者証)の  
一斉更新について



現在お使いの保険証の有効期限は

令和5年 **7月31日** までです!

7月中に新しい  
保険証を交付します



お手元に届きましたら、お持ちの「保険証」を破棄またはお住まいの市区町村へ返却していただき、有効期限が令和6年7月31日となった黄色の保険証をご使用ください。

※新しい保険証の交付は7月中に行いますが、市区町村により交付時期や交付方法が異なります。市区町村のお知らせ(広報誌や回覧板など)にて、ご案内している場合がございますので、ご確認ください。

**必ず 有効期限** をご確認ください!

紛失したときや、汚れたときは再交付します。お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口へお申し出ください。

ご確認ください!

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 交付年月日	令和6年7月31日 令和5年7月1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合町1丁目
氏名	広城 太郎
生年月日	昭和7年7月7日
性別	男
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011000 北海道後期高齢者医療広域

保険証の色が変わります  
(黄色)



## 医療機関での一部負担金の割合

更新にあたり、令和4年中の所得等をもとに負担区分を判定します。

このため、令和5年8月1日以降は、一部負担金(自己負担)の割合が変更になる方がいます。被保険者証に一部負担金の割合が記載されていますので、ご確認ください。

## 臓器提供に関する意思表示欄の記載について

臓器の移植に関する法律により、保険証の裏面に臓器提供の意思を表示できるようになっております。記入するかどうかは被保険者ご本人の判断によるものであり、記入を強制するものではありません。

## 保険料や一部負担金のお支払いが困難な方へ

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が困窮し、保険料や一部負担金のお支払い(医療機関へのお支払い)が困難となった方は、申請により、減額、免除または猶予が受けられる場合がありますので、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口にご相談ください。

## 健診を受けましょう

1年に1回健康診査を受けて、ご自身の健康管理に努めましょう。

健診は、お住まいの市区町村で受けられます。



## ◆「ジェネリック医薬品希望カード」を配布しています。

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は効き目や安全性が新薬(先発医薬品)と同等と確認されたもので、開発費用が少なく済むため価格が安くなります。「ジェネリック医薬品希望カード」を市区町村の後期高齢者医療担当窓口で配布しておりますので、ご活用ください。処方については医師や薬剤師にご相談ください。



現在お使いの減額認定証・限度額適用認定証の

有効期限は令和5年 **7月31日** までです!

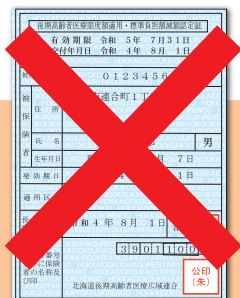


**8月1日より**  
**減額認定証**



新しい

(限度額適用・標準負担額減額認定証) **に変わります**  
**限度額適用認定証**



新しい **減額認定証** は7月中に交付します  
限度額適用認定証

**必ず 有効期限** をご確認ください!

古い減額認定証・限度額適用認定証は市区町村にお返しいただくか破棄してください



減額認定証の色が変わります  
(黄緑色)

ご確認ください!

## 高額な医療費がかかった時の窓口負担額

### ①下図交付対象○の方

- ・減額認定証等をお持ちでない場合は、入院など高額な医療費がかかる前に、交付申請をしましょう。
- ・保険証と減額認定証等を医療機関等窓口に掲示することによって、自己負担限度額を超える支払いが不要となります。
- ・交付申請は、お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当窓口で行うことができます。
- ・住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代等も減額されます。

### ②下図交付対象×の方

- ・申請不要です。保険証のみで自己負担限度額を超える支払いが不要となります。

負担割合	負担区分		認定証	交付対象	自己負担限度額	
					外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み 所得者 3割	現役Ⅲ	住民税課税所得690万円以上	限度額適用 認定証 ※2	×	252,600円+ (医療費-842,000円) × 1% 【多数回140,100円※3】	
	現役Ⅱ	住民税課税所得380万円以上		○	167,400円+ (医療費-558,000円) × 1% 【多数回93,000円※3】	
	現役Ⅰ	住民税課税所得145万円以上		○	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% 【多数回44,400円※3】	
一定以上 所得者 2割	一般Ⅱ	住民税課税所得28万円以上、かつ、 「年金収入+年金以外の合計所得金額※1」が ○被保険者が1人の世帯 → 200万円以上 ○被保険者が2人以上の世帯 → 320万円以上 の方	-	×	18,000円	57,600円 【多数回44,400円※3】
	一般Ⅰ	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方		×		
1割	区分Ⅱ	住民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方	減額認定証 ※2	○	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ	住民税非課税世帯、かつ、世帯全員の所得が0円※1 老齢福祉年金を受給している方。		○		15,000円

※1 通常の所得算出方法と一部計算が異なります。

※2 限度額適用認定証を提示しなかった場合は「現役Ⅲ」、減額認定証を提示しなかった場合は「一般Ⅰ」の自己負担限度額が適用されます。その際に本来の自己負担限度額を超えて支払いした額は、後日広域連合から返還します。

※3 過去12ヶ月以内に3回限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、限度額が下がります。



お問い合わせ  
合わせ先

お住まいの市区町村の  
後期高齢者医療担当窓口

または

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ☎011-290-5601

※本チラシは、紙面に限りがあるため詳細情報を一部省略して掲載しております。